

特定非営利活動法人 消費者支援かながわ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人消費者支援かながわという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、消費者、消費者団体、研究者、法律専門家、関係諸機関等と連携し、消費者問題に関する情報収集及び提供、普及啓発活動等を通じ、消費者被害の防止及び救済のための活動その他の不特定多数の消費者の利益の保護を図る活動を行うことを主たる目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (3) 消費者の保護を図る活動
- (4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 消費者問題の調査、研究、被害防止、被害救済及び支援事業
- (2) 消費者問題に関する情報収集及び情報提供事業並びに啓発普及事業
- (3) 不当約款・不当勧誘行為及び不当な事業活動の差止請求その他的是正活動事業
- (4) 消費者政策に関する研究及び提言事業
- (5) 消費者団体・関係諸機関とのネットワーク事業
- (6) その他この法人の目的を達成するための事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、積極的に関与して活動を推進するために入会した個人及び団体
 - (2) 贊助会員 この法人の目的に賛同し、活動を支援するために入会した個人及び団体
- 2 前項にかかわらず、必要により理事会において正会員及び贊助会員以外の種別並びにその他の事項を定めることができる。

(入会)

第7条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、その者が前条に掲げる条件に適合すると確認した上、正当な理由がない限り、入会を認めるものとする。

2 理事長は、前項の者の入会を認めないとときは、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、相当の期間を定めて催告してもその支払いに応じないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において出席理事の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員

(種別、定数及び選任)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以下
- (2) 監事 1名以上 2名以下

2 理事及び監事は総会において選任する。

3 理事の中から、理事長を1名、副理事長を若干名選任する。

4 理事長及び副理事長は理事の互選により選任する。

5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人の業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事長及び理事の互選により代表権を有する理事として選任された副理事長の1名は、この法人を代表する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、以下に規定する職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了により定足数を欠くことになった場合には、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 5 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 職務の遂行に堪えられない状況にあると認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第17条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

- 第18条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第19条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算に関する事項
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

3 通常総会、臨時総会を問わず Web 会議システムにおいて開催することができる。

(招集)

第 22 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面もしくはファックス又は電子メール（以下、書面等という）をもって、少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 24 条 総会は、正会員総数の 3 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 総会における議決事項は、第 22 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。但し、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の過半数の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 26 条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第 24 条、第 25 条、次条第 1 項第 2 号、第 49 条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 27 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面等による表決者、表決委任者又はWeb参加者にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 29 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) 事業計画及び予算に関する事項
 - (4) 差止請求関係業務に関する事項
 - (5) 会費及び出損金に関する事項
 - (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- 2 前項第 4 号につき、差止請求関係業務の執行に関する重要な事項の決定を理事その他 の者に委任できない。

(開催)

第 30 条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面等をもって招集 の請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から開催の請求があったとき。

2 理事長が必要と認めた場合には、Web 会議システムにおいて開催することができる。

(招集)

第 31 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 1 項第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日か ら 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等を もって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。但し、全理事の同意がある ときはこの手続きを経ずして開催することができる。

(議長)

第 32 条 理事会の議長は、理事長又はその指名する理事がこれに当たる。

(議事)

- 第33条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 2 理事会の議事は、この定款に別段の定めのある場合を除くほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 前項にかかわらず差止請求関係業務の執行に関する事項の決定は、理事総数の過半数をもって決する。
- 4 理事会の審議及び議決について、特別の利害関係を有する理事は、その審議及び議決に加わることができない。

(持ち回り議決)

- 第34条 緊急を要する事項について、理事長から全理事に書面等により通知し賛否を求めた場合には、書面等による理事総数の過半数を得た賛否をもって、理事会の議決とする。

(表決権等)

- 第35条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面等をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第33条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面等による表決者又はWeb参加者にあっては、その旨を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人1人以上が署名又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) 消費者契約法第28条第5項に定められた積立金
- (7) その他の収益

(資産の管理)

- 第38条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
- 2 この法人の資産は、これを分けて会計区分に基づいて区分して管理する。

(経費の支弁)

- 第39条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第 40 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 41 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の 1 種とする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

3 予算編成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 第 42 条の予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

2 この法人の会計については、一般会計の他、必要により特別会計を設けることができる。

3 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算を以て定めるもののほか、この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

(積立金の承継)

第 48 条 差止請求関係業務の廃止、または適格認定の失効(この法人の解散の場合を除く)、若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合、第 37 条第 6 号に定める積立金の残余を、他の適格消費者団体(消費者契約法第 35 条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあっては、当該適格消費者団体)があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは、消費者契約法第 13 条第 3 項第 2 号に掲げる要件に適合する消費者団体であって内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させるものとする。その帰属先は、以上に従い、理事会において決定する。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に掲げる事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づき解散する場合は、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、この法人と同種の目的を有する、他の特定非営利活動法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人に譲渡するものとする。その帰属先は、総会において出席した正会員総数の過半数の議決を経て選定する。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は官報に掲載して行う。但し、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 事務局

(事務局の設置等)

第54条 この法人の事務を処理するため、事務局を置くことができる。

- 2 事務局には、必要により事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

第11章 雜則

(細則)

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	武	井	共	夫
副理事長	丸	山	善	弘
同	鈴	木	義	仁
同	上	村	政	行
理事	小	林	正	明
同	吉	中	由	紀
同	五十嵐	仁	美	子
同	芳	野	直	子
同	繩	嶋	孝	子
同	池	田	智	宏
同	古	屋	貴	弘
同	岩	澤	禮	子
同	市	川	敏	行
同	有	田	芳	子
同	今	井	澄	江
監事	杉	崎	明	
同	伊	藤	美	穂

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第29条第3号及び第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成28年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

正会員	個人	1口3,000円	(1口以上)
	団体	1口10,000円	(1口以上)
賛助会員	個人	1口3,000円	(1口以上)
	団体	1口10,000円	(1口以上)

附 則

- 1 この定款は、平成29年9月14日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和元年9月19日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和4年4月6日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、令和5年9月25日から施行する。